

議案号 109 第 説明資料

幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町議会議員の期末手当に関する条例 (昭和32年12月26日 条例第27号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(期末手当の額及び支給日)</p> <p>第2条 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。これらの基準日前1月以内に辞職、死亡又は議会の解散により議員の職を離れた者についても同様とする。</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在（議員の職を離れた者については、その離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の220を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。</p> <p>第3条 略</p>	<p>○幕別町議会議員の期末手当に関する条例 (昭和32年12月26日 条例第27号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(期末手当の額及び支給日)</p> <p>第2条 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。これらの基準日前1月以内に辞職、死亡又は議会の解散により議員の職を離れた者についても同様とする。</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在（議員の職を離れた者については、その離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。</p> <p>第3条 略</p>

幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町議会議員の期末手当に関する条例 (昭和32年12月26日 条例第27号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(期末手当の額及び支給日)</p> <p>第2条 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。これらの基準日前1月以内に辞職、死亡又は議会の解散により議員の職を離れた者についても同様とする。</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在（議員の職を離れた者については、その離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。</p> <p>第3条 略</p>	<p>○幕別町議会議員の期末手当に関する条例 (昭和32年12月26日 条例第27号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(期末手当の額及び支給日)</p> <p>第2条 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。これらの基準日前1月以内に辞職、死亡又は議会の解散により議員の職を離れた者についても同様とする。</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在（議員の職を離れた者については、その離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。</p> <p>第3条 略</p>